

ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸と連携した広域公共交通協議会  
設置要綱 改正（案）

（設置）

第1条 芳賀・宇都宮 LRT 事業（以下「ライトライン」という）の JR 宇都宮駅西側延伸にあわせ、東武宇都宮駅周辺の交通結節点の機能強化や東武宇都宮線への LRT の乗り入れ等について、まちづくりや広域的な交通連携の具体的実施に向けた検討を行うため、ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸と連携した広域公共交通協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) LRT 乗り入れ等広域的な交通連携の強化に関する事。
- (2) 東武宇都宮駅周辺のまちづくりと連携した交通結節機能の強化に関する事。
- (3) ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸事業に合わせた乗り継ぎ利便性向上の検討に関する事。

（構成）

第3条 協議は、座長及び構成員をもって構成するものとする。

- 2 座長は、栃木県副知事をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（運営）

第4条 協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、協議会の会務を統括する。
- 3 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議は非公開とする。

（事務局）

第5条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置くものとする。

（その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会の議を経て定める事ができる。

附 則

この規約は、令和7年3月25日から施行する。

この規約は、令和8年3月27日から施行する。

## 別表

所属	職名
東武鉄道株式会社	取締役専務執行役員
東武鉄道株式会社 経営企画本部	本部長
東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部	部長
宇都宮市	副市長
宇都宮市 総合政策部	部長
宇都宮市 建設部	部長
宇都宮市 都市整備部	部長
栃木県	副知事
栃木県 県土整備部	部長
栃木県 県土整備部 交通政策課	課長

◎ : 座長

○ : 事務局長

## ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸と連携した広域公共交通協議会 設置要綱 改正（案）新旧対照

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 芳賀・宇都宮 LRT 事業（以下「ライトライン」という）の JR 宇都宮駅西側延伸にあわせ、東武宇都宮駅周辺の交通結節点の機能強化や東武宇都宮線への LRT の乗り入れ等について、まちづくりや広域的な交通連携の具体的実施に向けた検討を行うため、ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸と連携した広域公共交通協議会（以下「協議会」という）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。</p> <p>(1) LRT 乗り入れ等広域的な交通連携の強化に関すること。</p> <p>(2) 東武宇都宮駅周辺のまちづくりと連携した交通結節機能の強化に関すること。</p> <p>(3) ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸事業に合わせた乗り継ぎ利便性向上の検討に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議は、座長及び構成員をもって構成するものとする。</p> <p>2 座長は、栃木県副知事をもって充てる。</p> <p>3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。</p> <p>2 座長は、協議会の会務を統括する。</p> <p>3 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>4 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>5 会議は非公開とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置くものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会の議を経て定める事ができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 芳賀・宇都宮 LRT 事業（以下「ライトライン」という）の JR 宇都宮駅西側延伸にあわせ、東武宇都宮駅周辺の交通結節点の機能強化や東武宇都宮線への LRT の乗り入れ等について、まちづくりや広域的な交通連携の具体的実施に向けた検討を行うため、ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸と連携した広域公共交通協議会（以下「協議会」という）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。</p> <p>(1) LRT 乗り入れ等広域的な交通連携の強化に関すること。</p> <p>(2) 東武宇都宮駅周辺のまちづくりと連携した交通結節機能の強化に関すること。</p> <p>(3) ライトラインの JR 宇都宮駅西側延伸事業に合わせた乗り継ぎ利便性向上の検討に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議は、座長及び構成員をもって構成するものとする。</p> <p>2 座長は、栃木県副知事をもって充てる。</p> <p>3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(運営)</p> <p>第4条 協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。</p> <p>2 座長は、協議会の会務を統括する。</p> <p>3 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>4 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>5 会議は非公開とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置くものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会の議を経て定める事ができる。</p>

旧		新	
別表		別表	
所属	職名	所属	職名
東武鉄道株式会社	取締役専務執行役員	東武鉄道株式会社	取締役専務執行役員
東武鉄道株式会社 経営企画本部	部長	東武鉄道株式会社 経営企画本部	本部長
東武鉄道株式会社 グループ事業本部 グループ事業統括部	部長	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部	部長
東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部	部長	宇都宮市	副市長
宇都宮市	副市長	宇都宮市 総合政策部	部長
宇都宮市 総合政策部	部長	宇都宮市 建設部	部長
宇都宮市 建設部	部長	宇都宮市 都市整備部	部長
宇都宮市 都市整備部	部長	栃木県	副知事 ◎
栃木県	副知事 ◎	栃木県 県土整備部	部長
栃木県 県土整備部	部長	栃木県 県土整備部 交通政策課	課長 ○
栃木県 県土整備部 交通政策課	課長 ○		
◎ : 座長		◎ : 座長	
○ : 事務局長		○ : 事務局長	